

第13回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成16年6月25日（金）

第13回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年6月25日

開催場所 西木村総合開発センター 集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時28分

閉 会 午後3時32分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

山 本 陽 一 1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘

幹 事 浦 山 清 悦

浅 利 武 久

大 澤 隆

藤 木 春 悦

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸

事務局職員 高 橋 信 次

芳 賀 満希子

能 美 正 俊

高 橋 良 宣

田 村 政 志

若 松 正 輝

藤 村 好 正

佐 藤 祥 子

富 木 弘 一

阿 部 聡

田 口 信 幸

高 倉 正 人

猪 本 博 範

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名について
4. 議題

報告第28号 平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算
報告について

報告第29号 町村合併電算システム統合事業の報告について

協議案第48号 一部事務組合等の取扱いについて（提案）

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて（提案）

協議案第50号 保育事業の取扱いについて（提案）

その他

5. 閉会

開会 13:28

○事務局長 大変お待たせいたしました。定刻前でございますが、一人欠席でございますが、皆さん来られておりますので、ただ今から第 13 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに、佐藤会長からご挨拶を申し上げます。

○会長 ただ今、事務局長からお話ありましたように、この頃少し暑かったけれども、今日はどっか涼しいような感じがする今日でありますけれども、部屋の冷房が効いているよりも、今までのような熱が若干どうかなという感じがする今日であります。先回の協議会では皆さんのそれぞれの協力によりまして、市名の決定をいたしまして、まずそれなりに皆さん方、十分受け止めているところだと思います。今日はそういうことで皆さんのお手元に案件を報告が 2 つ、案件を 3 つということでご提案をいたしておりますが、私からここで若干、皆さんにご報告しながら議事を進めて参りたいと思いますが、ただ今申し上げましたように、皆様のお手元に召集の配布の段階では、国民健康保険事業の取扱いについてを、一応議題にして皆さんにお届けをいたしておりましたが、現在 3 議会でそれぞれ協議をいたしておる訳であります。まだ私の方の議会が議決をしていない状況でございますので、とりあえず今日はこれを保留いたしまして、協議をさせて頂きたいと、こういうことをお願いしたいと思います。この後、いろいろとご協議の中ではお話をいただく訳ですけれども、議題としてはそういうことで、取上げることを確認していただきながら進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。それでは早速会議を開いて参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○事務局長 どうもありがとうございました。それでは早速会議に入らせていただきますが、議事は会議次第に従いまして進めさせていただきます。ここで本日の出席委員数を報告させていただきます。本日、角館町の山本陽一委員から欠席届が出ておりますので、27 名の委員の皆様の出席でございます。合併協議会規約によりまして、本会議が成立しますことをご報告いたします。次にお願いでございますが、会議における発言につきましては、マイクを使って町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようよろしくお願いいたします。会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長がつとめることになっておりますので、会長より進行の方よろしくお願いいたします。

○会長 それではこれより第 13 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定により、会議録署名委員 3 名を私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、信田幸雄委員。角館町、沢

田信男委員。西木村、武藤昭男委員を指名いたします。それでは早速議題に入らせていただきます。始めに報告第 28 号…。はいどうぞ。

○田口（喜）委員 報告の 28 号に入る前に、先程会長が議長が申しました保留という国保税のことですけれども、申し上げたいと思います。先般、田沢湖議会が開催された訳でありますけれども、国保税の条例の一部改正が提案なされました。ご承知のとおり 3 町村の合併の中で、国保税のバランスをとるということが主眼に提案をされたものと思います。そして角館さん西木さん議会ではそれぞれ改正案が可決をなされたと思いますが、当田沢湖議会では、いろいろな質問あるいは意見が出されました。そして結論的に申しますと、討論採決にはいたらずに、異例ではありましたが、合併対策特別委員会に議案が付託をされ、現在、継続審査中というような形になっております。ここで田沢湖議会の意見あるいは考え方について若干申し上げたいと思います。なぜ、保留になったかということです。国保事業の基金について、国では保険給付の 25 パーセントを積み立てなさいという通達が出されております。田沢湖町でもこの通達に出来る限り近づけようと毎年努力をして来ておまして、この通達の目標ということで各町村の判断に任せられている訳ですけれども、国県の指導に沿って行政運営にあたるということは地方自治の基本と言えるのではないかなと。その指導に沿って行政運営にあたる事は地方自治の基本であり、今回 25 パーセントではなくて、角館さんの水準の 16 パーセントに基金の保有額を引き下げるというようなことでありまして、この事については町民の理解をする所ではないという、得られることでは無いということで、25 パーセントは無理でも、せめて 20 パーセントあるいは、それに近いものに調整出来なかったのかというような事が出されました。3 町村の何らかの努力の跡が見られる形にすべきではないかという意見が多数出された訳であります。今回のこの提案により、田沢湖町では保険給付の増加はあるものの、合併による基金の取り崩しによりまして、平成 16 年度の国保税が 1 世帯あたり平均 1 万 6,000 円程度引き下げられる訳でありますけれども、このことに反対するものではありませんけれども、合併後の 17 年になりますと、1 世帯あたり 3 万円位に引き上げられると。と言いますと、16 年度ベースから 17 年度ベース、10 パーセントの減税になり、そして合併後の 17 年になりますと 20 パーセントの増税になるというようなことになろうかと思いますが、この事については、町民感情としては、合併に対する不信感を増す結果に増大する結果にはなりはしないかと本議会では考えたところであります。こうしたことから、田沢湖町議会では国保税の調整と言いますか、ソフトランディングを諮るためにどうしたら良いかということを協議した、検討した結果であります。結果、1 つの方法としては地方税の不均一

課税を行われぬか。もし、この協議会で再検討していただきたいというようなことであります。国保税について田沢湖町の税率を数年間不均一というようなことで今申し上げましたけれども、もしそれが駄目な場合は田沢湖町の国保税を現行の税率のままとして、基金のオーバー分については年度内に対応するにしても、別途検討すること認めて・・・ということでもあります。当議会において示された意見は以上のようなことでありますけれども、3 町村の合併については、この現実に向けて取り組んでいく事は変わらない訳であります。ただし、今回の案件のように町民に直接利害が生じる事項については、議会としても、町民に説明をし、理解をしていただく責任がありまして、多少なりとも疑義が生じた事項については、この法定協議会に問題を提起して、皆様方委員の意見を承りたいという事が私たち議会の本位でありまして、この事について、合併対策特別委員会に持ち帰り再度検討したいというふうに考えておりますので、これが田沢湖議会の率直な意見でありまして、いろいろな考え方が皆さんあるかと思っておりますので、忌憚の無いご意見を聞かせていただきたくご提案を申し上げたいと思います。以上です。

○会長 ただ今、ご提案をいただきましたことを含めまして、議会の西木村さん、角館さんの議会の皆さんもこのことについて3 町の議員の皆さんが協議をいただいたと伺っておりますので、委員の皆さんの結論も大事でありますけれども、特に議会のそうした方々のご意見等も拝聴しながら進めて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。暫時休憩いたします。

休憩 13:43

再開 14:13

○会長 会議を再開いたします。

○稲田委員 田沢湖の稲田です。休憩中にうちの方の議長がうちの方の議会のあらましを話しまして、議会議員の大半は田沢湖の場合は急激に下がって上がるという予想の中で、このものについては、非常にわがままな話ですが、国保税の再議、地方税の取扱いについての再議方をお願いしたいということでもあります。それは不均一課税をしていただければ、大変ありがたいということなのですが、その辺のあたりを法定協議会でいろいろな立場から話していただいて、その決定次第でうちの方の議会も対応されると思っておりますので、よろしくお願いします。

○会長 ただ今、ご提案をいただきました内容についてはご承知のとおりでございますの

で、これについてご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

○佐藤（雄）委員 西木の佐藤です。今、再議という提案が出されましたけれども、この件に対しては、私どもの村では議会に条例の改正案を提出する前に、集落座談会等で住民に縷々説明を申し上げて議会でご承認をしたという経緯もございますので、今更再議と言われましても、ちょっと出来ないのではないかなと思っておりますし、そうした意味から再議は同意出来ません。

○会長 他にございませんか。はいどうぞ。

○信田委員 田沢湖の信田であります。私、稲田さんの意見に賛成の立場で少し申し上げたいと思います。2月であったと思うのですが、地方税の不均一課税にしたいというところ、私どもも、考えなかったと言えば考えなかった訳ですけれども、まさか国保基金が戻ってくると言う話は当然無かったし、ありえるはずが無いと思っておりました。と言うのは、先程局長さんが言いましたけれども、一応、国の指導で25パーセントにして欲しいというのかな、そういう中で16パーセントという形に下げるなんてことは私自身は考えられなかった。当然、他の25パーセントに行っていないところも、合併した時にはそれぞれ、その線に近づけてくれるだろうと、そういう期待も持っていたし、当然、今言ったように、国保の基金が、田沢湖町が返ってくるという事も思ってもいませんでした。ですので、当然、新年度、新しい市になった場合に、均一課税は当然だと思っておりました。ところが、2月に議長がたまたまその問題について提起しました。当局から言われたのは4月にそういう状況について提案をしたいということがあり、一切その後、法定協議会でその話はされてません。議会の中でも今回提案されるまで、私は一切返ってくるなんてことは夢にも思っておりませんでした。初めて提案されて、今回、議会で提案されてビックリしたというのは現状なのです。それが6月30日まで決めなければどうにもならないという話なので、あまりにも私は無茶なという感じをして、事前に前から話があって、いろいろ討議したとすれば、こういうことを提案するということは無いと思いますけれども、まったく無かったので、議会をこれからやっていく為には、3日か4日しかありませんけれども、なんとかもっと打開出来るようなお話を是非聞きたいなど、私どもが議会に帰って議員の皆さんに説明出来るような姿勢を是非して欲しいというのが本音でありますので、そこら辺。

○会長 ただ今、それぞれのご意見をいただきました。皆さんからひとつ。ただ今、いろいろご意見がございましたが、これについて、決定をして行きたいと思いますが、皆さん、どういう方法で決定したら良いのか、もう少しお話を願いたいと思います。他にご意

見ないでしょうか。はいどうぞ。

○戸沢委員 我々、3 町村長さん、助役さん話合って、過去 3 年間の医療費の 16 パーセントを持ち寄るのだと。統一した上の課税にすることを確認してきている。それを、我々議会は説明を受けて、国民健康保険というのは、相互扶助の精神だから、それを基にありのままを持ち寄るという形が基本だと思いますので、そういうことの気持ちで我々は議決をしました。今出された問題については、我々は、ここで数で云々という問題以前に何れ、田沢湖の町長さんでしかも会長さんが提案者で主催して話し合いをされたはずなのです。そこを我々は重んじてきましたので、議会当局と良くそこら辺、調整していただきたいと思います。それしか言いようが無いのです。批判するという意味ではございません。決して。事情があると思いますが、どうかそこらへんひとつ、こういうことを我々で発言して、お互いやり取りするのはうまくないものですから。大体の気持ちはお話したとおりだと思います。だからそこを受けて、田沢湖の議長さんも、お話をしながら議会に報告していただく方法しか無いのではないのでしょうか。

○会長 ただ今、それぞれの方からご説明、お話がございましたが、それぞれ議会の皆さんと私どもでお話し合いをして行くと言う事で、この会議の方の進め方はそうしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○会長 決を取って、するような問題ではないようなものでありますので。決取るようなものではないようでありますので、そういうふうにご理解を願いたいと思います。どうぞ、今、意見を出していただいておりますので…。再議ということで、今、提案をいただいたことで皆さんからご意見をいただいておりますが、今言ったようなご意見が出されておりますので、そういう方法で今、決めた訳でございますので、その他、皆さんからご意見ないでしょうか。皆から出していただいて。皆さんから他にご質問ございませんか。ご意見。ただ今の提案について再議をしたら良いのではないかという方がありましたらご意見を頂戴したいと思います。無いようでありますので、先程に戻る訳であります。ここで再議をするという事については、賛成の皆さんが無い様でありますので、いずれこの事については、それぞれ協議をしていただくということにいたしたいと思いますがいかがですか。（「はい」という声あり）

○会長 ただ今申し上げましたような事で、無いという事で、皆さん賛成ということでございますので、そういうことで決定させていただきます。次の報告事項に入っていくわけですが、若干休憩いたしたいと思います。

休憩 14:23

再開 14:35

○会長 会議を再開いたします。大変、議事の運営について、皆さんに長時間ご迷惑をおかけした事をお詫び申し上げたいと思います。それでは最初に報告第 28 号 15 年度の田沢湖・角館・西木合併協議会の歳入歳出決算についてを議題といたします。事務局より報告をお願いします。

○事務局羽川 事務局の羽川です。私の方から平成 15 年度田沢湖・角館・西木合併協議会の歳入歳出決算についてご説明いたします。3 ページでございます。報告第 28 号、平成 15 年度田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算報告について。田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程第 8 条第 4 項の規程により、平成 15 年度田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するものでございます。4 ページをご覧ください。歳入でございます。1 款 1 項負担金、当初予算額 2,000 万円。予算現額、調定額、収入済額も同じでございます。これは合併協議会の負担金といたしまして、平成 12 年度の国勢調査人口に基づく、人口割 50 パーセントと平等割 50 パーセントで算出いたしましたして、田沢湖町から 717 万 6,000 円。角館町から 770 万 6,000 円。西木村より 511 万 8,000 円を負担金としていただいたものでございます。2 款 1 項の県支出金、当初予算額 500 万円。補正予算額がマイナス 150 万円。予算現額、調定額、収入済額が 350 万円でございます。これは県からの法定合併協議会支援事業費の補助金でございます。3 款 1 項の繰越金でございます。当初予算額 0。補正予算額 54 万 1,000 円。予算現額 54 万 1,000 円。調定額が 54 万 1,165 円。収入済額も同じでございます。これは平成 14 年度に設置されてございました、任意協議会からの繰越金でございます。4 款 1 項の諸収入。当初予算額 1,000 円。予算現額 1,000 円でございます。調定額が 70 円。収入済額も 70 円。これは預金利子でございます。歳入合計でございます。当初予算額が 2,500 万 1,000 円。補正予算額がマイナス 95 万 9,000 円。予算現額 2,404 万 2,000 円。調定額が 2,404 万 1,235 円。収入済額も同じでございます。次に 5 ページ歳出でございます。1 款 1 項の会議費でございます。当初予算額が 182 万 3,000 円。補正予算額が 33 万 7,000 円。予算現額が 216 万円。支出済額が 203 万 2,067 円。不用額が 12 万 7,933 円。内訳といたしましては、協議会関係費が 178 万 67 円。これは協議会の委員報酬が 130 万 2,000 円。その他お茶代、会議録作成委託料等でございます。小委員会の委員の報酬といたしまして、25 万 2,000 円。

これは議会議員と農業委員会委員の任期の取扱いに関する小委員会の報酬でございます。

2 項の事務費。当初予算額が 616 万円。補正予算額 92 万 4,000 円。予算現額が 708 万 4,000 円。支出済額が 708 万 3,266 円。不用額が 734 円でございます。内訳は事務所維持管理費として 456 万 2,180 円。これは臨時職員 1 名の賃金といたしまして、129 万 1,760 円。コピー等の消耗品代が 175 万 3,303 円。その他電話料とか事務局の光熱水費等でございます。それから事務所物品等賃借料といたしまして 227 万 4,300 円。これは事務局のパソコン、机、椅子等のレンタル料でございます。事務連絡旅費等といたしまして 24 万 6,786 円。これは会議出席等の旅費でございます。1 款の総務費の合計が当初予算 798 万 3,000 円。補正額が 126 万 1,000 円。予算現額が 924 万 4,000 円。支出済額が 911 万 5,333 円。不用額が 12 万 8,667 円でございます。次に 2 款 1 項の事業推進費。当初予算額が 1,668 万 1,000 円。補正予算額がマイナス 276 万 1,000 円。予算現額が 1,392 万円。支出済額が 1,020 万 2,333 円。不用額が 371 万 7,667 円でございます。内訳といたしましては、新市将来構想策定委託が 215 万 450 円。住民 P R 費としまして、99 万 4,140 円。これはホームページの開設が 31 万 5,000 円。広報誌の発行等が 6 回で 63 万 5,040 円等でございます。次に 6 ページでございます。事務事業一元化業務委託が 80 万円。電算業務統合関係検討事業委託等が 371 万 5,950 円。新市例規立案策定業務委託が 13 万 200 円。先進地視察研修費と致しまして、156 万 4,710 円。これは昨年 7 月 29、30 日に新潟県の方へ視察した際の旅費が 68 万 9,510 円。バスの借上げや高速料等が 55 万 5,800 円等でございます。町村職員研修費といたしまして 37 万 547 円。これは 9 月 2 日 3 日、総務省の職員とあさぎり町の元事務局長さんから、全職員を対象に研修を開いたものであります。主なものと致しましては、資料の印刷費といたしまして、21 万 7,735 円。その他講師等の旅費、謝礼等でございます。新市名称募集関係費と致しまして、47 万 6,336 円。これは名称募集のパンフ代といたしまして、29 万 9,250 円。料金後納受取人払いの切手代といたしまして 17 万 7,086 円でございます。3 款の予備費でございます。当初予算額が 33 万 7,000 円。補正予算額が 54 万 1,000 円。予算現額が 87 万 8,000 円でございます。歳出の合計でございます。当初予算額が 2,500 万 1,000 円。補正予算額がマイナスの 95 万 9,000 円。予算現額が 2,404 万 2,000 円。支出済額が 1,931 万 7,666 円。不用額が 472 万 4,334 円でございます。歳入歳出の差引残高でございますけれども、歳入が 2,404 万 1,235 円。歳出が 1,931 万 7,666 円。差引 472 万 3,569 円を翌年に繰越したいというものであります。監査でございますけれども、3 町村の代表監査委員の方に合併協議会の監査をお願いいたしておりまして、5 月 28 日に西木村におきまして監査を実施していただい

ております。監査結果は7ページでございます。監査結果といたしまして、歳入歳出予算整理簿、諸帳簿、現金通帳、証書類等について監査を実施した結果、いずれも計数に誤りがなく適正に処理されており、経理が良好であることを確認いたしましたという報告をいただいております。簡単でございますが以上でございます。

○会長 報告が終わりました。なお、ただ今、事務局からお話ありますように、監査についてでございますが、事務局より報告がありましたように、3町村の代表監査委員の方々に監査をお願いしておりますが、合併協議会規約の規定によりまして、監査結果を私の方に報告をすることになっており、5月28日に監査を実施していただき、同日付で別紙のような監査報告書を提出をいただいたところであります。監査結果については、ただ今朗読したとおりでございますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、協議事項ではありませんが、ただ今の報告について、ご意見ご質問等ありましたら、ご発言お願いいたします。

（「なし」と言う声あり）

○会長 なしという声がございますので、報告第28号については報告のとおり決定いたします。次に報告第29号町村合併電算システム統合事業の報告についてを議題といたします。事務局より報告をお願いします。

○事務局藤村 事務局の藤村です。資料の9ページでございます。報告第29号町村合併電算システム統合事業の報告についてということで、契約状況等について中間報告という形で行いたいと思います。10ページをご覧いただきたいと思います。電算業務については、田沢湖町を幹事町村としまして作業を進めております。現在の所、①（まる1）②（まる2）③（まる3）と3本の契約が成立しておりますので、その部分についてご報告申し上げます。①（まる1）の町村合併電算システム統合事業の作業委託でございます。契約月日が平成16年5月19日。契約の相手方が株式会社日立情報システムズでございます。契約金額が1億7,262万でございます。契約期間でございますが、平成16年5月28日から平成17年2月28日までとなっております。②（まる2）としまして、町村合併電算システム統合事業の物品購入でございます。これは契約月日が平成16年5月19日。契約の相手方が株式会社日立情報システムズ。契約金額が7,276万5,000円となっております。契約期間につきましては、平成16年5月28日から平成17年2月28日となっております。以上2つにつきましては、幹事町村の田沢湖町におきまして、契約案件が議決要件となっておりますので、議会の議決を得ております。③（まる3）としまして、町村合併電算システム統合事業のシステム統合管理業務でございます。契約月日が平成16年6月

8 日。契約の相手方が有限会社エーエスティコンサルタントでございます。契約金額が 1,029 万円でございます。契約の期間は平成 16 年 6 月 8 日から平成 17 年 2 月 28 日ということになっております。作業につきましては、現在、落札業者それから、コンサルティング業者と幹事町村であります田沢湖町の方で進めている状況でございます。契約期間を平成 17 年 2 月 28 日と、2 月いっぱい統合業務が完成するということで作業は進めております。以上報告を終わります。

○会長 ただ今、報告が終わりました。協議事項ではありませんが、ただ今の報告についてご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。はいどうぞ。

○沢田委員 角館の沢田です。この前も質問いたしましたけれども、システム統合にかかる作業委託の工程表については、出され済なのでしょうか。出されておりましたら我々にもスケジュールをお知らせをいただきたいと思います。それから、この一番下の方に管理というふうに出ておりますけれども、こういうものの管理というのは、どういうものなのかちょっと分かりませんので、管理業務の仕事の内容について、お知らせをいただきたいと思います。

○会長 はいどうぞ。

○事務局藤村 最初の質問でありました、工程表につきましては、業者の方から提出されておりますので、この会議中に配布いたします。コンサルティングの管理業務ということでございますけれども、1 つにはデータ移行ということでございまして、現在 3 町村で別々のシステムを使っています。それからデータ移行する必要があります。そのうちの 1 つは同じ業者でございますので、他のシステムを使っている 2 社からということでございます。その契約の金額の折衝から、実際に切り出ししてもらうべきデータの形式等、そういうことを行うというのが、ひとつございます。それから、今度は受託業者、作業の進行スケジュールの管理、実際の業務を担当している職員と受託している業者との専門的な部分のやり取りを仲介してもらうというような形が契約の内容となっております。

○会長 はいどうぞ。

○沢田委員 1 番の所の作業委託している所ではデータ移行作業スケジュールの管理なんかは出来ないものですか。その会社自身では。

○会長 はいどうぞ。

○事務局藤村 データを提供受ける、ここの受託業者、日立情報システムズの方では、当然受け入れるべきデータの形式等示す事は出来ますけれども、データを提供する他の 2 社の方とのシステムの構築と言いますか、組み合わせが違いますので、そこいらへんの調整

を委託しているということでございます。

○会長 良いですか。今の説明ではそういう調整をする委託だという考え方ですけれども。他にございませんか。なければ、29号については報告のとおりご理解をいただいたものといいたしたいと思います。決定いたします。それでは次の議題に入らせていただきます。今回は、7月の定例協議会の議案案件として、協議案件第48号から50号までの3案件を提案いたしております。始めに協議案第48号一部事務組合等の取扱いについて（その1）について事務局より提案説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは私から協議案第48号一部事務組合等の取扱いについて（その1）をご提案いたします。一部事務組合等の取扱いについて（その1）次のとおり提案する。その1となっておりますのは、角館町外3ヶ町村公衆衛生組合がございしますが、この3町村と中仙町との4町村で構成している組合でございしますが、この中仙町の取扱いについてまだ決定しておりませんので、そちらの方につきましては、中仙町の取扱いについて決定次第ご提案したいと思っております。12ページご覧いただきたいと思っております。調整の内容としましては、1. 3町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。2. 事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託するという内容であります。現況としましては、一部事務組合の加入状況としましては、3町村同じでございしますが、大曲仙北広域市町村圏組合。現在の大曲市と仙北郡の14市町村が構成団体でございします。共同処理の事業内容としましては、広域圏計画策定、消防、斎場、職員共同研修、厚生園、救急センター、交流センター、介護保険、へい獣保冷施設、これらの業務を行っております。調整方針としましては、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入するという内容でございします。合併の前日に3町村が脱退しまして、仙北市としまして、合併の日に新たに加入するという内容であります。次に秋田県市町村総合事務組合。これも共同処理の事業内容としましては、職員退職手当、消防団員等の災害補償・退職報奨金・賞じゅつ金、非常勤職員等の災害補償、学校医等の災害補償、交通災害共済等を行っております。これも3町村同じであります。調整の方針も同じでございします。合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入するという内容であります。それから秋田県市町村会館管理組合。秋田市山王にございします秋田県市町村会館の管理でございします。これも3町村同じく入っております。これも調整方針は同じでございします。それから事務委託状況でございしますが、田沢湖町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約でございしますが、以下、角館町、西木村、町

名が変わるだけで同じでございます。県の公平委員会に事務を委託しているということでございます。これも合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託するという調整方針でございます。因みに、秋田県の市町村で公平委員会を独自に置いているところは、秋田市と能代市だけでございまして、あとの市町村につきましては県の公平委員会に事務を委託しているという内容でございます。以上で一部事務組合等の取扱いの（その１）のご説明を終わります。

○会長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらご発言お願いいたします。

（「なし」と言う声あり）

○会長 なしということでありますので、ただ今の協議案件については提案をし、次に協議をするということで。それでは次に協議案件 49 号町名・字名の取扱いについて事務局より提案の説明をいたします。事務局より説明願います。

○事務局長 それでは、協議案第 49 号町名・字名の取扱いについて提案であります。町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。これは先般新市名が仙北市と決定しました事によりまして、各町村の、その後の町名字名の取扱いについて協議するものであります。14 ページご覧いただきたいと思います。調整の内容としましては、町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難い場合は、変更を行うものとするという内容でございます。現況としましてここに記載されておりますが、田沢湖町ではご覧のように大字数が 11 ございます。小字の字数が 314 ございます。角館町においては町名でございますが、ここに記載されておりますように、21 の町名がございます。それから大字数が 11 ございます。字数が 280 ございます。西木村につきましては大字数が 8 ございます。字数が 159 でございます。調整方針としまして、住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定するという内容でございます。15 ページの具体的なパターンというところをご覧いただきたいと思いますが、先程言いましたとおり、角館町に町名の地域があるため、角館町につきましては 2 つの例を表示しております。1 つとしまして、全市町村現行どおりとする。現市町村の名称は無くなるということでございますが、自治法の 260 条の手続きが不要で簡便であり、住民の混乱を招くおそれが少ないという内容であります。これはご覧のように現在の町村名を除くということで、田沢湖町の場合は仙北市生保内字宮ノ後何番地。角館町の場合は仙北市東勝楽丁何番地。西木村の場合は仙北市上荒井字古堀田何番地ということになるということでございます。2 番の場合は各町村の大字数の前に現町村の略称を付する。これは名称の変更の手続きが必要でございます。田沢湖町の場合はここに書かれておりますとおり、仙北市田沢湖生保内字宮

ノ後何番地となります。この田沢湖の後に町とか西木村の場合は村を付けても差し支えないことになっております。角館町の場合も角館東勝楽丁何番地と例は示されておりますが、町と付けてもかまわないということであります。3 番の例としましては、各町村の名称を付し、大字名を削る。かっこに書かれてますとおり、大字名が無い場合はそのままですが、大字名が無くなる場合は住民の理解を得られるか疑問であるということであります。名称変更の手続きは必要であります。それから小字が同一である地域が後の資料をご覧いただきますが、多数存在するので、同じ住所が発生するというデメリットがございます。例ですと、田沢湖町の場合は仙北市田沢湖字宮ノ後何番地ということになります。大字が取れるということになります。参考資料編をご覧いただきたいと思いますが、各町村の全部の町、町名、字名が記載されておりますが、1 ページをご覧いただきたいと思います。一番先の田沢湖町の例でご説明申し上げますが、一番左が現在の住所等の表示で、仙北郡田沢湖町玉川字蒲谷地となるわけであります。1 番の現在の町村名を省略した場合は田沢湖町がとれまして、仙北市玉川字蒲谷地となります。2 番の現在の町村名を大字名に冠した場合は仙北市田沢湖玉川字蒲谷地となるということであります。3 番の現在の大字名を省略した場合、これは玉川字が取れまして、仙北市田沢湖字蒲谷地となるということであります。右側の方に米印で番号が書かれておりますが、例えば一番上の田沢湖字中山と言うところに 13 番と書かれておりますが、中山と言う地名が 5 ページの中ほどちょっと下に、田沢湖潟に中山という地名があるということです。大字名を取りますと仙北市田沢湖字中山となりまして、同じ地名となるというデメリットがあるということでございます。これが各町村何組か小字名で同一の名称があるということでございます。田沢湖町の例は 1 ページからですが、角館町は 10 ページから記載されております。西木村は 19 ページから全部記載されておりますので参考にさせていただきたいと思います。16 ページの町村合併の沿革でございますが、昭和 30 年 31 年に 3 町村とも合併したわけでございますが、田沢湖町は生保内町、神代村、田沢村が合併しましてこの大字でございましたが、この大字が全部残っております。角館町も 1 町 3 村合併しましたが、この町名字名現在に全部残っております。西木村につきましても、西明寺村と桧木内村合併しましたが、この時の字名も大字名も全部残っているということでございます。これらを参考にしまして、住民の意向を十分尊重いたしまして、協議会で調整の上決定いたしたいということでありますので、どうかよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○会長 ただ今、事務局から説明をいたしました。この案件についてはそれぞれの町村の意向を尊重して、決定をしていくということになりますので、それぞれ事務局長からお

話ありましたように、この後、各町村の皆さんで十分協議をいただいて、それぞれ進めて参りたいと。そして、そうした確定したものの段階で協議会で最終の決定をして行きたいということでもありますので、今日はそれぞれ説明いたしました、ご質問を頂戴いたしたいと思います。

○佐々木委員 2 番目の所の各町村の大字名の前に現町村の略称を付するという所で、かっこ書きで名称変更の手続きが必要とは具体的にどういうことですか。

○会長 はいどうぞ。

○副局長 これは1番にも書いてありますが、この町名字名を変える場合には議会の議決をいただいて、県との協議が必要なわけですが、1番の場合はその手続きが必要ないということで、2番目の場合は県との手続きが必要ということでございます。

○会長 良いですか。他にございませんか。はいどうぞ。

○田口（喜）委員 ここで参考例ということていろいろ書いてありますけれども、この範囲というのは極端に行けば、私と隣り合わせで、私は田沢湖を使いたいけれども、こっちの方は生保内を使いたいとかいう地域というのはどの位の範囲なのか。これを選択肢する。俺の質問が分からない。例えば、俺と稲田さんと隣り合わせなわけです。俺は生保内使いたいし、稲田さんが田沢湖使いたいと。この例からいけば。その時にどっちを採用するかということです。まさか個人の自由ではないですよ。ある程度のスパンというか、この地域はこういうふうにしますというように、登記するというか。その範囲がどこへんまでなのかということ。

○会長 範囲というものがあるのかな。

○事務局長 範囲と言うのは大字の範囲も小字の範囲も現在の地域と全然変わらないことですが、例えば、田沢湖とつけるか、今町名ですので、田沢湖を残すか後は生保内という大字名を残すかはそれは先程言ったとおり住民の意向を尊重して、十分検討していただきたいということで。後は、ここでは大字無くすとか、ここでは大字付けるとか、そういうことはあまり、基本的な大字無くすとか付けるとかということで統一するのがよろしいのではないかと思います。

○田口（喜） 生保内よりも、田沢湖町の場合は神代の方が、梅沢、卒田、神代、角館東前郷とありますけれども、その……。さっきあんまりがんばったもので、ちょっと事務局の分かるように質問出来ないのですけれども、私の質問分からないでしょうか。

○事務局長 例えば神代がいっぱいあるということ、これを統一するという内容でしょうか。

○田口（喜）委員 極端に言えば、田沢湖町には小松という所があります。神代の場合は。小松というところは仙北市田沢湖小松と付けたいと。神代の所に行けば仙北市神代と付けたいと。梅沢の所に行ったとき、仙北市田沢湖梅沢と付けたいと。そこら辺の範囲です。旧町村は1つなのか、それともその地域で選択肢があるのか。俺の質問分らないですか。

○事務局長 それは、そういう希望がかなり多いとすれば各町村で調整してもらってもよろしいと思います。

○会長 今のお話は旧町村名をどういうふうにするかというのも、ひとつの考え方でありましょうし、旧町村名。

○田口（喜）委員 大字を使うとか、旧町村名を使うとか、そこらへんはどのあたりの範囲で個人的にうちではこうだし、稲田さんはこうだとか行かないでしょうね。

○会長 各町村で協議ということなようでありますので、もちろん協議の段階では専門の人を招聘して、いろいろと協議をしていただくということでいかがでしょうか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○会長 なければ、ただ今の49号については、これで終りたいと思います。それぞれ各町村あるいは、この次の定例会の段階でいろいろ協議をして参りたいと思いますので、よろしくご協議をお願い申し上げます。それでは次に協議案件第50号保育事業の取扱いについて事務局より提案説明をお願いいたします

○事務局長 それでは協議案第50号保育事業の取扱いについて、協定項目23-12ですが、提案いたします。保育事業の取扱いについて次のとおり提案する。18ページになりますが、調整の内容としましては、1. 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2. 保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。3. 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していくという内容であります。現況としましては、保育所としまして、田沢湖町が保育所数及び定員が、ご覧のとおり生保内が90名。神代が100名。先達へき地保育所50名。向生保内へき地保育所が30名。認可保育所が2施設。へき地保育所が2つ。定員合計が270名でございます。角館町は角館保育園が190名。白岩小百合保育園が60名。西保育園が60名。中川保育園が45名。下延のへき地保育所が30名。認可保育所が4、へき地保育所が1。合計が385名の定員でございます。西木村におきましては、ひのきない保育園が50名。かみひのきないのへき地保育園が15名でございます。認可保育所、へき地と

も1つずつで、定員が65名であります。形態としましては、西木村の場合、社会福祉協議会に事業を委託しているという内容でございます。調整方針としましては、保育所は現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。保育内容としましては、保育時間がご覧のとおり、認可保育所が田沢湖町、角館町、西木村とも平日は7時半から午後6時半までの11時間の保育ということであります。土曜日につきましては、田沢湖町と角館町が7時半から午後5時までということであります。へき地保育所につきましては、ご覧のと通りの時間です。角館町は土曜日の保育はございませんが、これは希望者が無いという理由から土曜日の保育を実施していないということでもあります。2番の一時保育の状況は、田沢湖、角館とも未実施でございますが、西木村ではひのきない保育園で、3歳以上1,000円。3歳未満2,000円。これは1日の単価でございますが、一時保育をしております。延長保育は田沢湖町が未実施で、角館町が角館保育園で月曜から金曜まで、6時半から7時までということになりますが、延長保育しております。西木村も月曜日から土曜日まで6時半から7時までということでございます。障害児保育は、田沢湖町は生保内保育所、神代保育所で受け入れております。角館町は角館保育園、白岩小百合保育園、西保育園、中川保育園で受け入れております。西木村ではひのきない保育園、かみひのきない保育園で受け入れております。乳児保育につきましては、生保内保育所、神代保育所で満6ヶ月から。角館町につきましては、角館保育園、白岩小百合保育園で満6ヶ月から受け入れているという状況であります。ひのきない保育園については、生後9週から受け入れておるということです。給食につきましては、生保内保育所、神代保育所で3歳未満は完全給食。3歳以上は主食持参ということになります。角館町では各保育園で調理を、日清医療食品に民間委託しております。3歳未満は完全給食で3歳以上は主食持参であります。西木村ではひのきない保育園では、社会福祉協議会へ委託して調理をしております。3歳未満は完全給食、以上は主食持参でございます。かみひのきない保育園は学校給食センターで調理しておりまして、主食持参でございます。調整内容としましては、保育内容は合併時現行どおりとしまして、合併後に再編するという内容であります。20ページの認可保育所の保育料の各町村の徴収基準表でございますが、ご覧のとおりでございます。第1階層から第7階層までそれぞれ違っております。田沢湖町は16年4月1日の改正でそれぞれの階層から保育料を徴収しているということでもあります。約、国の基準の70パーセント程度でございます。角館町も16年4月1日から改正されておりまして、これは国の基準の約50パーセント程度であります。西木村も16年4月1日に改正されております。保育料はこの額でございます。へき地保育所は田沢湖町と西木村につきましては3歳児以

上 3,500 円。角館町につきましては 6,000 円でございます。認可保育所の保育料の調整方針としましては、保育料については、国の基準を原則に新市において定めるという内容であります。へき地保育所の調整方針につきましては、へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していくという内容でございます。以上、簡単でございますが、保育事業についてのご説明を終わります。

○会長 説明が終わりました。ご質問等お願いいたします。ないようでありますので、ただ今説明をいたしました協議案件の第 48 号から 50 号までの 3 案件については、次回協議いたしますので、次回まで十分検討をお願いいたしたいと思います。以上で本日の報告事項、協議案件は終了いたしました。7 月の協議日程について調整を致したいと思いますので、私の方からご説明をいたしたいと思いますが、7 月 23 日が協議会の日程になるわけですが、角館町で仙北郡の議員大会が開催される日程になっておりますので、変更をいたしたい。その他、西木さんの村長さんの選挙の日程、告示等もありますので、この後調整をして、進めたいということでございます。ただ今の日程調整では、7 月 16 日か今の所では 20 日という 2 つの日程になろうかと思いますが。それでは、ただ今の調整では提案の内容もいろいろあると思いますけれども、現在のところ 7 月 16 日に皆さん記帳していただいて、提案の内容等あると思いますので、その時は早い時期に皆さんにご連絡を申し上げたいと思いますので、一応、現在の案は 7 月 16 日ということで、出来るだけ早く案件等渡しながら進めて参りたいと思います。なお、協議案件がまだ相当数あるようでありますので、このあとは幹事会等いろいろ協議した内容で進めて参りますので、必ず定例ではなく臨時協議会等開催して、もう少しテンポを速めて行きたいと、こういうふうに思っておりますので、いずれ 8 月も早い週に、お盆前の早い週に 8 月も開催いたしたいと、そして 8 月の始めと 8 月の 20 日過ぎということで、いろいろと日程を組んで、皆さん方にご連絡を早い機会にして参りたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。日程については、ただ今申し上げましたがいかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○会長 そういう日程で連絡をして参りますので、よろしくお願い申し上げます。ただ私ここで皆さんに一言協議をしていただきたいと思いますのは、各議会の皆さんでそれぞれ協議していただきたいのは、今年の 5 月に自治組織の改正がなされまして、自治区等のいろいろなお話が出ておりますので、このことについても、ただ今、字の名前と併せて、各町村で、この自治区についていろいろと勉強をしておいていただいて、早い時期にこのことも提案をしていきたいなと思っておりますので、いずれ今回改正になりました自治区方

式、やはり末端の意見を聴取するという審議会等の考え方を、必要でないかというのも、いろいろ検討してみる必要があるということでございますので、このことも機会をみて、事務局の方からも派遣をし、内容等について勉強をしていただいて、なおこの協議会でも、次の協議会あたりで若干の時間をさいて、そういう自治区の考え方をお話をして、皆さんと協議をしていきたいと思っているところでありますので、ひとこと付け加えさせていただきまして、今日、自治区の説明を申し上げれば良い訳であります、それぞれ持ち帰って協議を願うということではいかがでしょうか。いいですね。

（「はい」という声あり）

○会長 ということで、私から追加してこのことも十分ご協議をしていただくことをご説明申し上げまして、本日の提案いたします日程はこれで全部終了したところでありますが、これで閉会してはいかがでしょう。

（「はい」という声あり）

○会長 それでは、これをもって閉会をいたしますが、事務局の方から最後のシメをしていただいて終りたいと思います。

○事務局長 それでは事務局から、先程、沢田委員からご質問ございました、電算システムの工程表を今お渡ししますのでよろしくお願いします。それから先程の町名字名の取扱いについて、田沢湖の議長さんからご質問ありましたが、今、会長から地域自治組織も検討していきたいということでございましたが、地域自治区あるいは合併特例区もございしますが、これを設ける場合は現町村名を…。

○副局長 先程会長からお話ありました、地域時自治組織について、町名字名を若干関係してまいりますのは、今回の合併特例法で合併特例区あるいは地域自治区を設けました場合には住所の前に区名をつけなければいけないことになっております。区名をいうのは、たとえば何々区ということではございませんけれども、たとえば田沢湖町でも角館町でも西木村でも良いわけですが、合併特例法に基づいた組織をやった場合に、各地の名前に必ず区名がついてしまうということがありますので、今回の町名字名の関係と地域自治区との関係が出てくるということでもあります。それから地域自治組織に関する資料は、以前、三杉委員からご指摘ありまして、皆様の方にお渡ししてありますので、前の資料をめぐっていただければ出てくるかと思えます。それを参考にしていただきたいと思います。

○事務局長 大変失礼しました。それでは本日の確認をいたします。協議案第 48 号一部事務組合等の取扱いについて（その 1）、協議案第 49 号町名・字名の取扱いについて、協議案第 50 号保育事業の取扱いについて、いずれも 3 案件ご提案しましたので、継続協議

といたしたいと思います。それではこれもちまして、第 13 回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了したいと思います。大変ご苦勞様でした。

閉会 15：32

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員